

美幌町ふるさと寄附金募集受付業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

本町では、ふるさと寄附金制度を通じて、本町の魅力やシティプロモーションを推進し、これらの取組を通じて寄附件数の増加と地場産品の販路拡大による地域経済の活性化を図る取組を進めています。

本業務の実施に当たっては、複数のポータルサイトにおける寄附受付業務、寄附情報の一元管理、返礼品受発注業務、寄附金受領証明書の発送、さらには本町のシティプロモーションに繋がる広報・PRなど多岐にわたり、民間事業者の持つ体制や専門的なノウハウが求められていることから、本業務委託に係る契約の相手方となる受託者の選定に当たり、希望者を募集するものです。

本要項は「美幌町ふるさと寄附金募集受付業務公募型プロポーザル」実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名 美幌町ふるさと寄附金募集受付業務

(2) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、本業務に係るふるさと納税の寄附受付は、令和8年4月1日から開始するものとする。

(3) 業務委託料 寄附金額を6.6億円と想定した場合の業務委託料

(4) 提案上限額 51,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(5) 業務内容 別紙「美幌町ふるさと寄附金募集受付業務に係る仕様書」のとおり

3. 募集方法 公募型プロポーザル方式

4. 担当

担当：〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町総務部政策推進課

電話：0152-77-6529（直通）

FAX：0152-72-4869

E-mail：seisakug@town.bihoro.hokkaido.jp

5. 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととします。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づく再生又は破産等の手続きを行っていない者であること。

(5) 税の滞納をしていない者であること。

(6) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(7) 令和7年4月1日時点で、直近3か年において単年度における寄附受付実績が10億円以上の自

治体の募集受付業務を受託していること。

6. スケジュール

内容	日時
(1) 公募要項・仕様書公開	令和8年2月 3日 (火)
(2) 質問書の提出期限	令和8年2月13日 (金) 17時
(3) 質問書に対する回答	令和8年2月17日 (火) (予定)
(4) 参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和8年2月20日 (金)
(5) 書類審査の結果通知等	令和8年2月26日 (木)
(6) 審査会(プレゼンテーション)	令和8年3月 7日 (土) (予定)
(7) 審査会の結果通知等	令和8年3月 9日 (月) (予定)
(8) 詳細協議	令和8年3月31日 (火) まで
(9) 契約締結	令和8年4月 1日 (水)

7. 質疑、応答

(1) 質問書の提出方法

提出方法：質問書（様式2）を電子メールにて提出すること。

E-mail : seisakug@town.bihoro.hokkaido.jp

※ メールを受信した後、受信確認メールを送信アドレスに返信するので、メール送信日の翌日までに受信確認メールが届かないときは、至急、電話にて連絡すること。

(2) 質問書に対する回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和8年2月17日 (火) 17時までに電子メール等で回答する。

8. 参加申込手続き

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加資格を確認のうえ、参加申込書（様式1）を提出するものとします。

(1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（様式1） 原本1部

イ 国税及び地方税の納税証明書 原本1部

ウ 会社概要（任意様式） 原本1部、副本1部

エ 直近2年間の決算報告書（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他財務状況を明らかにする書類） 原本1部、副本1部

(2) 提出方法及び提出先並びに提出期限

ア 郵送（書留郵便に限る）により提出するものとする。

※電子メールによる提出は不可とする。

イ 提出先は、「4. 担当」に記載のとおりとする。

ウ 提出期限は、令和8年2月20日 (金) とする。

(3) 応募費用の負担

応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とする。

9. 提案書作成等

別紙「美幌町ふるさと寄附金募集受付業務に係る仕様書」等に基づき、以下の内容により、書類を作成し提出してください。

(1) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本5部、電子データ1部
- イ 見積書（様式3） 正本1部
- ウ 業務体制及び業務工程表（任意様式）
- エ その他関係書類一式（任意様式）

(2) 企画提案書の形式等

- ア 企画提案書は、A4判横両面印刷25ページ以内とする。
- イ 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 企画提案書等は、返却しない。
- エ 企画提案書等を提出した後の変更・追加等は認めない。
- オ 企画提案書等については、第三者の著作権等の権利を侵害していないこと。
- カ 応募者は、提出した企画提案書が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の採用時に本町へ無償で譲渡するものとする。

(3) 提出方法及び提出先

- ア 持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出するものとし、企画提案書の電子データは電子メールにより提出するものとする。
- イ 提出先は、「4. 担当」に記載のとおりとする。

(4) 見積書の作成

見積書に記載する金額は、下記ア～ウの内容について、「様式3 見積明細書（必須項目）」に記載すること。また、追加提案に関する費用が発生する場合については、「様式3 見積明細書（追加項目）」に記載すること。

- ア 令和8年度寄附目標 寄附件数 52,800件、寄附金額 660,000 千円
※寄附情報管理システムを介する件数と金額を示している。
- イ ワンストップ特例申請受付見込件数 約 13,200 件
- ウ 見積項目
 - ①様式第2号見積明細書（必須事項）に記載する費用の内容
 - 1) 基本委託料：寄附金額の●%
※主に仕様書「5業務内容」(1)～(6)の業務委託料。
※パーセンテージは、寄附金額に対する委託料の割合を記載すること。
 - 2) ワンストップ特例申請の受付及び不備対応等：●円／1件
※仕様書「5業務の概要」(7)に係る委託料。
 - 3) その他業務遂行に必須となる費用（該当がある場合）

エ 見積限度額 51,000 千円（税込）

オ 留意事項

- ア) 見積限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、令和8年度予算の内容に応じた参考額とする。
- イ) 契約は、上記「(4) 見積書の作成」での作成を想定している。
- ウ) 返礼品代金及び送料については、本委託契約の契約内容に含めることとするが、別途実費等による支払となるため、本プロポーザルの見積額からは除外する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要項に違反すると認められる場合
- (5) 参加申込書の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- (6) その他、本町が指示した事項に違反する場合

11. 審査方法、評価

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、基準提案の審査・評価は、「美幌町ふるさと寄附金募集受付業務に係るプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において、提案内容について総合的に評価し、契約候補者を特定します。なお、5社を超える参加申込みがあった場合は書類審査を実施し、選定された5社から契約候補者を特定します。

(1) 書類審査

参加申込が5社を超える場合は提出書類による書類審査を実施し、プレゼンテーションへ参加する5社を選定する。ただし、5社を超えない場合はプレゼンテーションに併せて書類審査を行う。

(2) プrezentation及びヒアリングの実施

提出された企画提案書について、審査会においてプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。

ア 実施時期：令和8年3月7日（土）（予定）

イ 実施場所：美幌町役場 2階 第2会議室（予定）

ウ 実施方法：提案者によるプレゼンテーションは30分以内とし、その後に質疑応答を10分予定している。

エ 出席者：統括責任者および担当者等（3名以内）

※契約後、本町の実務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 65インチモニターは町で用意するが、その他必要な機器等は全て提案者が用意すること。なお、インターネットは使用可能である。

(3) 選考に関する事項

ア プrezentation等の後、審査委員会で審査を行い、基準を満たした応募者の中から評価点

が1位となった事業者を契約候補者として選定する。

- イ 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。
- ウ 審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。
- エ 契約候補者との協議等により契約締結に至らなかった場合は、評価点が2位となった事業者と業務委託契約に必要な協議を実施する。
- オ 審査会は、応募が1社の場合でも開催する。
- カ 審査において、全審査委員の評価点合計の平均点が満点の6割未満となる場合は、受託候補者として選定しない。

(4) 審査（評価）項目

企画提案書及びプレゼンテーション審査の評価基準は、以下のとおり。

審査項目	評価の基準
①事業者に関する項目	<ul style="list-style-type: none">・過去のふるさと納税業務の実績から本業務を円滑に進めることができるか。・業務を適正かつ確実に実現するための体制が整っているか。・美幌町内での事業所設置や本業務遂行のための町内事業者との連携または町内での雇用発生を見込んでいるか。
②企画提案書、ヒアリング等に関する項目	<ul style="list-style-type: none">・返礼品の募集・開発、各ポータルサイト管理運営について、寄附金額や件数の増加につながる効果的な取組や適切な管理運営が期待できるか。・返礼品等の発注や在庫管理、配送状況を適切に管理することが可能か。・配送について最短発送・具体的な経費の削減などの工夫があるか。・寄附者からの問合せ・苦情、トラブル等に対して、適切かつ責任を持った対応や本町との連携・情報共有が期待できるか。・コールセンター業務を適切に実施できるか。・寄附情報管理システムの管理運営を適切に行える提案となっているか。・寄附金受領証明書等の作成及び発送、ワンストップ特例申請の受付について、事務フロー及びスケジュールは適切か。・本町の魅力向上が見込めるプロモーションについて有効性のある提案がなされているか。・ポータルサイトへの広告掲載を含め、閲覧効果の向上に資する方策として、手法や内容が効果的な提案であるか。・経費の管理が適切に行える提案であるか。・ふるさと納税に関する法令の遵守や個人情報保護及び漏洩の防止についての有効性のある対策が講じられているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫に基づき、企画に独自性や優れた追加提案があるか。追加提案について実現可能性のある提案となっているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・運用開始日（令和8年4月1日）までに、確実な運用開始が見込めるようなスケジュールを提示できているか。
③見積価格に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格が業務委託上限額の範囲内であり、かつ企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。見積価格に工夫があり、経費効率が最大化できているか。

（5）審査結果

審査結果は、令和8年3月9日（月）を目途に決定し、以後、提案者に文書で通知するとともに、町ホームページにて公表する。

なお、審査結果に関する質問又は異議は受け付けません。

1 2. 契約に関する基本的事項

契約候補者の選定後、本町と契約候補者は、提案内容に基づき業務内容及び契約条件の協議を行い、合意したのちに契約を締結する。なお、契約に当たっての主な留意事項は次のとおりとする。

- (1) 契約に当たり、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (2) 企画提案の内容をそのまま委託するものではないこと。
- (3) 提案された企画提案内容をもとに委託業務仕様書を作成し契約する。
- (4) 業務の全部又は一部について、本町の承諾なしに第三者に再委託することはできない。
- (5) 審査会による選定後、契約候補者から辞退の申し出があったとき若しくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、本町は契約候補者が要した費用を補償しない。

1 3. その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は公表しない。